

膀胱腎盂ビデオスコープ一式賃貸借VPP 質問への回答

No.	質問内容	回答
1	<p>賃貸借契約書(案)につきまして、当社が提供するサービス内容と一部乖離が生じる部分があるため落札させて頂いた場合には、下記2点の条項について協議させて頂くことは可能でしょうか？</p> <p>(保守義務等) 第4条⇒保守サポートの対象や対応時間等をより具体的に記載することは可能でしょうか。 2項 年1回の定期点検⇒年2回の定期点検に変更することは可能でしょうか。</p> <p>(契約の解除) 第10条に以下条文を追加頂くことは可能でしょうか。 ・甲は、第3項の規定によりこの契約を解除するときは、文書をもって乙に通告するものとする。 ・第3項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、契約の残期間分の賃貸借料を基準として、その損害の賠償を請求することができるものとする。</p>	<p>契約書記載内容の変更は考えておりません。</p>